

平成 28 年度事業報告書

社会福祉法人恵泉会

作成：平成 29 年 5 月 10 日

1. 目的

社会福祉法のもと、老人福祉を实践すると共に、介護保険法の指定介護老人福祉施設および、指定居宅事業者として介護を必要とする高齢者へ各種の介護サービスを提供し、地域の老人福祉に貢献することを目的とする。

2. 基本方針

2-1 以下の事業を行った。

(1) 第一種社会福祉事業（指定介護老人福祉事業）

指定介護老人福祉施設 菊水園

(2) 第二種社会福祉事業（指定居宅サービス事業）

①短期入所生活介護事業 菊水園ショートステイセンター

②通所介護事業所 菊水園デイサービスセンター

③介護予防通所介護事業 菊水園介護予防デイサービスセンター

④通所介護事業所 菊水神郷デイサービスセンター

⑤介護予防通所介護事業 菊水神郷デイサービスセンター

(3) 公益事業

指定居宅介護支援事業（菊水園居宅介護支援センター）

2-2 以下の4Sを迫及することを基本理念とする。

(1) 利用者満足（高齢者の多彩な要求にこたえる）

(2) 職員満足（働き甲斐、やりがいのある職場とする）

(3) 地域満足（地域の高齢者及び家族が安心して老後を暮らせるよう努力する）

(4) 安全（事故のない事業を行う）

3. 法人経営の方針

(1) 理事会の決定に従うとともに関係法令通知の基準に則し、適正な法人経営に努める。

(2) 関係機関との連絡調整に努め、地域社会との協調を図る。

(3) 資産の管理および会計の処理については、定款並びに経理規程に従って適正な管理に努める。

4. 理事会の開催と監事監査

(1) 理事会を年4回開催した。定期的で開催する時期及び主要議事内容は次のとおり。

第1回 平成28年5月28日

前年度事業報告および決算報告、監事監査報告、定款の一部改正
理事の退任、理事・監事・評議員報酬規程の一部改正
経理規程の一部改正、熊本地震への義援金支出

第2回 平成28年10月29日

理事の退任及び選任、役員報酬規程の一部改正
役員退職慰労金規程の制定、中間概算決算報告

第3回 平成29年1月14日

定款の一部改正、評議員・選任解任委員会運営細則の制定
評議員選任・解任委員会の設置、評議員候補者の選任
役員等報酬規程の一部改正、就業規則の一部改正

第4回 平成29年3月18日

役員の変更、理事長の変更、理事長の職務代理者の指名
評議員選任・解任委員会の開催日、経理規程の廃止及び新経理規程の制定
平成28年度収支補正予算案、平成29年度事業計画及び予算案
就業規則の一部改正

(2) 5月理事会の前に監事により次の内容の監査を受けた。

- ① 理事の業務執行状況
- ② 法人経営状況

5. 本年度事業

5-1 法人全体

(1) 法人組織の改正について

社会福祉法人法の改正を受けて法人組織の見直しを行い以下の体制とした。

理事6名、監事2名、評議員5名

(2) 菊水神郷デイサービスセンターに隣接して、特別養護老人ホームを増築する申請を行ったが、平成28年度は特養の新設枠がないということで、次年度に向けて情報収集を行った。

(3) 介護保険改定に伴う収入減に対応してできるだけその幅を小さくするために、予防事業の縮小と要介護利用者の確保に努めた。

(4) 介護人材確保の一環として、定年の延長ルールの見直し、就業規則の制定、介護職員の処遇改善に向けた賃金の見直しを行った。

5-2 入所系事業

指定介護老人福祉施設 菊水園

短期入所生活介護事業所 菊水園ショートステイセンター

- (1) 平成 28 年度の事故発生件数は、神郷デイ 1 件、菊水園デイ 1 件、特養 3 件だった。
- (2) 夜間の職員配置を基準の 2 名から 3 名に増やしている。
- (3) 重度認知症高齢者の介護手法の確立に努め、認知症介護の外部研修参加の充実を図った。
- (4) 感染症予防対策の充実
平成 28 年度はインフルエンザ発症者が数名出たが、個室を活用して蔓延を防止することができた。
- (5) 地域の医療施設との連携を強化した。
嘱託医師の中川クリニックを中核とし、他の病院、診療所との情報交換を密に行った。

5-3 在宅系事業

- (1) 通所介護事業所 菊水園デイサービスセンター
介護予防通所介護事業 菊水園介護予防デイサービスセンター
①訪問介護事業撤退に伴いデイサービス事業に注力した。
②外出行事や手作りおやつ、レクリエーションの充実を図り、利用者サービスの強化を行った。
③予防事業が平成 29 年度末で終了となり、先行きが不透明なので引き続き要介護利用者の獲得に努めた。
- (2) 通所介護事業 菊水神郷デイサービスセンター
①定員を 10 名とした。
②能登川、五個荘地区の利用者確保に努めた。
③予防事業が平成 29 年度末で終了となり、先行きが不透明なので引き続き要介護利用者の獲得に努めた。

5-4 居宅介護支援事業

- (1) 2.5 人ケアマネ体制は変わらず、介護予防が平成 29 年度末で終了となり、先行きが不透明なので、要介護利用者の獲得に努めた。
- (2) 地域福祉活動に力を入れ、地域のイベント等に参加し介護相談を行った。

5-5 その他の事業

- (1) 東近江市事業の配食、見守りサービス
本サービスは東近江市事業として継続した。
- (2) 東近江市事業の紙オムツ販売
本事業の実利用者は年平均 6.3 人と前年度並。
引き続き本事業の PR を行っていく。

5-6 職員研修及び福利厚生

(1) 園内外研修

- ① 認知症研修に重点的に職員を派遣した。
- ② 経営センスのある中堅職員の育成を図るため、理事長が OJT で実践訓練を行った。

(2) 資格取得と福利厚生

- ① 資格取得助成制度に従い、介護福祉士 1 名受験し 1 名合格。
- ② 職員厚生会を通じての職員旅行を実施。
本年度は国内旅行に延 6 名参加。

(3) 職員のメンタルヘルスケア

管理職がその手法を研鑽し、各職員の動向を注意し対応を行った。

5-7 地域福祉

社会福祉法人の基本的な活動である次の福祉活動に注力した。

- (1) 利用者家族や地域との連携強化に努め、入居者と家族がふれあえる夏祭りを実施した。また、地域のイベントにも積極的に参加しており、参加者の家族にも同行を依頼している。
- (2) 家族会を実施した。介護保険情報の提供、認知症の勉強会を行った。また、特別な相談を受け、高齢者の悩みに耳を傾けている。
- (3) ボランティアや施設来園者を積極的に受け入れ、施設の社会化を推進した。ボランティア担当には年配の職員を配置し、細かい気配りができるよう配慮している。
- (4) 高齢者地域防災ネットワークの独自構築。現在、個人情報保護の問題がありネットワークの構築が進展していない。当法人としては個人情報保護に関する同意が得られる高齢者や菊水園を利用している人、過去に利用した人の家族を中心として、災害時に助け合いのネットワークが構築できるよう問題点を洗い出し、議論を行い実効性のある地域高齢者防災計画をつくる必要がある。
- (5) 地域への働きかけ強化
子供 110 番事業に引き続き参画し、地域の子育て支援の一助を担う。
- (6) 湖東ふるさと祭りに介護支援専門員が出向き、地域の方を対象とした介護相談を行っている。
- (7) 託老事業サービス
近年、介護付きアパート等の使い勝手の良いサービスが出来ている為、本事業は時代に求められていないと判断し休止している。
- (8) 地域密着社会福祉事業
神郷で平成 26 年度から行っている“すこやかカフェ”事業を平日に行っている。

6. 法人として 5 年先を考えた事業

前年に引き続き、菊水神郷デいの横の土地（約 400 坪～1000 坪）を買収し、地域

密着型特養 29 床+9 床 SS を東近江市に申請する予定だったが、平成 28 年度は特養の新設枠がないということで、平成 30 年度の第 7 期に再度申請することとなった。

7. 経営及び財務

7-1 介護保険及び付帯事業収入

前年度並みとなった。

- | | |
|---------------------|---------------|
| (1) 介護老人福祉施設（特養）の収入 | 前年度並 |
| (2) 短期入所生活介護 | 前年度並 |
| (3) 菊水園デイ（予防含む） | 690 万円増（10%増） |
| (4) 神郷デイ（予防含む） | 185 万円減（13%減） |
| (5) 居宅介護支援 | 100 万円減（9%減） |

7-2 補助金収入

- | | |
|------------------|-------|
| (1) 社会福祉法人の減免補助金 | 29 万円 |
| (2) その他の補助金 | 18 万円 |

7-3 人件費支出

総合としては 130 万円の減となった。

- (1) 増員及び減員職員は以下のとおり。
- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| ① 平成 28 年 4 月 1 日入社確定新規採用職員 | 0 名 |
| ② 中途採用（菊水園配置） | 1 名 |
| ② パート（菊水園配置） | 6 名 |
| ③ パート（神郷デイ配置） | 1 名 |
| ④ 産休者 | 1 名 |
| ⑤ 平成 28 年度退職者 | 正規職員 3 名、パート職員 6 名 |

7-4 事務費及び事業費支出

約 5%増（約 380 万円増）

7-5 資金運用

全面的に控えた。

8. 施設の整備

特になし

事業報告の附属明細書について

平成 28 年度事業報告には、社会福祉法施行規則第 2 条の 25 第 3 項に規定する附属明細書の「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。